

令和3年1月臨時会

産業建設文教委員会

委員長報告

## 【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案1件であります。

審査の結果は、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

**議案第1号「土地の処分について」**であります。工業団地のうち法面、緑地等の部分の売却は考えていないのか、販売価格が近隣自治体より安く1㎡当たり約5千円であるとのことであるが妥当な価格であるのかとの質問に対し、法面、緑地等を無償で譲渡することを含め協議したが、他の自治体でも工場用地のみを売却していること、都会では工業団地は平地であり、法面の考えがないことなどから難色を示されたため市で管理することとなった。販売価格については、本市は地理的に不利であることを考慮して価格を決定しているとの答弁がありました。

次に、5年間で50名を雇用する予定としているようであるが確保はできるのかとの質問に対し、長崎県産業振興財団、長崎県企業振興課、ハローワークと連携して採用支援を行うとともに、高校においては合同企業説明会を開催するなど今後とも雇用の確保については、引き続き関係機関と連携し十分にフォローアップしていきたいとの答弁がありました。

さらに、新たに企業が誘致されることで本市にもたらされる影響はどのようなものが考えられるのかとの質問に対し、今のところ雇用や物流による経済効果を考えているが、今回、進出する企業への視察が考えられ観光にも影響があるのではないかと答弁がありました。

また、議案外ではありますが今後の企業誘致をどのように考えているのかとの質問に対し、企業誘致の前提として地盤、下流域での排水問題、土地の地権者の了承などが必要である。人口減少により人材の確保は難しい状況ではあるが、若者の定住促進と雇用の確保により地元への経済波及効果がもたらされることから、企業誘致による

効果は十分にあると思っている。今後は費用対効果も十分に考慮しながら慎重に検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、今回の企業誘致に係る補助金等はどのようなものがあるのかとの質問に対し、立地奨励金として土地代の50%の補助（約51,000千円）、県の対象経費を除く建物、機械の整備に対する20%の補助（約30,000千円）、市内雇用者に対する一人当たり30万円で10人雇用した場合に3,000千円の補助の試算であるとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。